

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第661号)

平成21年12月4日

横 情 審 答 申 第 661 号  
平 成 21 年 12 月 4 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ  
く諮問について（答申）

平成21年7月3日港湾総第344号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま  
す。

「横浜市港湾局が関与した或いは関与した疑いのある不正事案若しくは不正の  
疑いのある事案に関する文書や資料類の全て 但し平成19年1月1日より現在ま  
でに限る」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜市港湾局が関与した或いは関与した疑いのある不正事案若しくは不正の疑いのある事案に関する文書や資料類の全て 但し平成19年1月1日より現在までに限る」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市港湾局が関与した或いは関与した疑いのある不正事案若しくは不正の疑いのある事案に関する文書や資料類の全て 但し平成19年1月1日より現在までに限る」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成21年5月29日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、開示を求めるといものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件請求は、当初、「横浜市港湾局が関与した或いは関与した疑いのある不正事案若しくは不正の疑いのある事案に関する文書や資料類の全て」との記載により請求された。しかし、「関与した」又は「関与した疑いのある」との記載や、「不正事案」又は「不正の疑いのある事案」との記載は、開示請求者の主観的な評価に依存した表現であるため、対象文書の特定について開示請求者に確認をとったが、請求の趣旨については「社会正義の実現のためである。」との返答しか得られず、具体的な補正としては「平成19年1月1日より現在までに限る。」と追加されたのみだった。

そのため、本件請求については、横浜市港湾局による組織的な業務上の犯罪に関して刑事訴追された等の事案に係る行政文書が請求されているものと解したが、そのような事案は一切ない。したがって、本件申立文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないため、条例第10条第2項に基づき非開示決定を行った。

## 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張し

ている本件処分に対する意見は、次のように要約される。

本件申立文書は、明らかに存在しており、本件処分は不当かつ不適切なものである。本件申立文書を速やかに開示するよう求める。

横浜市港湾局が関与したとされる不正事案の存在は疑う余地はない。例えば、港湾局が管理する市有地の不正貸付なども再三市議会で問題視されている。また、平成20年1月に、当時の港湾局総務課長が、勤務時間中に民間人である特定会社副社長の再就職あっ旋を依頼するメールを行政運営調整局人事組織課に送信したことも、十分不正の疑いがある事案である。

開示請求後、横浜市港湾局より対象文書の特定についての確認等は一切ない。よって、本件請求について「横浜市港湾局による組織的な業務上の犯罪に関して刑事訴追された等の事案に係る行政文書が請求されているものと解す」との実施機関の一方的な解釈はきわめて乱暴であり、このような解釈により本件請求を退けることは情報開示制度を形骸化するものである。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件申立文書について

本件申立文書は、「横浜市港湾局が関与した或いは関与した疑いのある不正事案若しくは不正の疑いのある事案に関する文書や資料類の全て 但し平成19年1月1日より現在までに限る」というものである。

### (2) 本件申立文書の不存在について

ア 本件請求に対し、実施機関は、横浜市港湾局による組織的な業務上の犯罪に関して刑事訴追された等の事案に係る行政文書が請求されているものと解した上で、該当する文書は存在しないと主張しているため、当審査会では、平成21年10月16日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 当初の開示請求書の文言では文書特定が困難なため、申立人と面談した際に確認したが、「平成19年1月1日より現在までに限る」という一文が追記されたのみであった。

(イ) そこで、常識的な解釈として、不正事案という文言は、意図的な違法行為等の意味で用いられるものであって、本件請求は、横浜市港湾局が組織的に関与した、あるいはその疑いがある意図的な違法行為等に関する文書が請求されているものと解した。典型的なものとしては、刑事訴追されたような事案が考えられるが、それに限らず、意図的な違法行為等の事案を対象とした。しかし、

横浜市港湾局が組織的に関与して意図的に行われた違法行為等の事案はなく、本件申立文書は存在しないため非開示の決定を行った。

(ウ) 申立人が意見書で挙げている例については、市会に請願があったものの、不採択となっており、市会から不正と指摘されたというものではない。なお、市有地の貸付については、監査委員から勧告があったが、その内容は告示手続を怠っていたことについて問題があると指摘されたものであって、事務ミスの種類であり、これを不正事案というのは当たらない。

(I) また、開示請求書にある「疑いのある」という文言については、ごく主観的なものであって、これにより文書を特定するのは困難である。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 本件請求は、開示請求書に「横浜市港湾局が関与した或いは関与した疑いのある不正事案若しくは不正の疑いのある事案に関する文書や資料類の全て」と記載してなされ、その後、実施機関と面談した際に請求の趣旨を確認したところ、「但し平成19年1月1日より現在までに限る」との追記がなされたというものである。

(イ) この開示請求書の記載のみからは、どのような事実関係については申立人が「不正事案」と考え、どのような事実関係についてはそうではないものと考えているのかを判別しようがなく、同様に、どのような事実関係については「疑いのある」ものとなると考えているのかも判別しようがない。すなわち、開示請求書をみる限り、本件請求は、抽象的な文言を提示し、それについての申立人の主観的な評価に合致した文書を開示するよう求めるものであって、客観的に対象行政文書を特定することが困難なものといえる。

(ウ) 申立人は、当審査会への意見書において、いくつかの事例を挙げ、不正事案又は不正の疑いがある事案は存在すると主張している。一方、実施機関は、本件請求について、横浜市港湾局が組織的に関与した、あるいはその疑いがある、意図的な違法行為等に関する文書が請求されているものと解した上で、該当する文書は存在しないと主張し、また、申立人の挙げた事例については、不正事案には当たらないと説明している。

(I) 仮に、申立人が意見書において挙げた事例について検討してみると、これらの事例が不正に当たるか否かについても申立人と実施機関との間で見解が異なっている。一般に、不正という文言の語義として、「正しくないこと」や「よ

こしまなこと」としている例が見受けられることから、不正という文言は、単に結果として誤りがあったような場合もあれば、内心の意図が問題となる場合もあり、多義的に用いられるものと考えられる。

結局、本件請求は、「不正」という多義的な文言の解釈に左右されるものというほかなく、実施機関が、客観的に文書の特定が可能な解釈として前述のように請求の趣旨をとらえ、対象行政文書の範囲を定めたことが必ずしも不適切であったとはいえない。そのような理解の下で、本件申立文書として特定すべき文書が存在することをうかがわせる事情も見当たらなかった。

(オ) なお、本件のように、抽象的な文言や主観的な評価に依拠した開示請求は、対象行政文書を特定することが困難なものであるから、実施機関としては、客観的に対象行政文書を特定できるよう補正を求め、なお客観的な特定が困難な開示請求については、請求を拒否することが相当である場合もあることを申し添える。

### (3) 結論

以上のとおり、本件請求に対し、実施機関が、本件申立文書が存在しないため非開示とした決定は、妥当である。

### (第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日  | 審 査 の 経 過               |
|--|-------------------------|
| 平成21年7月3日  | ・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理 |
| 平成21年7月8日<br>(第152回第二部会)<br>平成21年7月9日<br>(第149回第一部会)<br>平成21年7月17日<br>(第83回第三部会) | ・諮問の報告                  |
| 平成21年7月27日   | ・異議申立人から意見書を受理          |
| 平成21年8月7日<br>(第84回第三部会)  | ・審議                     |
| 平成21年8月20日<br>(第85回第三部会)   | ・審議                     |
| 平成21年9月4日<br>(第86回第三部会)  | ・審議                     |
| 平成21年10月2日<br>(第87回第三部会)   | ・審議                     |
| 平成21年10月16日<br>(第88回第三部会)  | ・実施機関から事情聴取<br>・審議      |
| 平成21年11月6日<br>(第89回第三部会)   | ・審議                     |
| 平成21年11月20日<br>(第90回第三部会)  | ・審議                     |